

区長報告第十二号

専決処分について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百八十条第一項の規定による昭和四十三年三月十八日港区議会議決（訴訟、和解および損害賠償額の決定に関する区長の専決処分について）に基づき、和解について令和五年七月二十日次のとおり処分したので、同法同条第二項の規定に基づき報告する。

令和五年九月十一日

港区長 武井雅昭

記

一件名 庁有車の交通事故に係る和解

二 当事者 甲 東京都港区芝公園一丁目五番二十五号

港区

乙 東京都世田谷区三宿一丁目六番十四号

有限会社 N A S H

三 事件の要旨

令和四年十月六日、港区麻布十番四丁目三番の都道高輪麻布線道路上において、甲が所有する庁有車が左側車線に進路変更しようとしたところ、当該庁有車の左側を走行してきた乙が所有する普通貨物自動車と接触した事故（以下「本件事故」という。）により、当該普通貨物自動車及び当該庁有車が損傷した。

四 和解条項

甲及び乙間で協議し、和解の合意に達したので、本件事故の処理について、次のとおり和解した。

- (一) 甲は、乙に対し、三十六万千六百七円の支払義務があることを認める。
- (二) 乙は、甲に対し、千八百四十八円の支払義務があることを認める。
- (三) 甲及び乙は、甲と乙の間には、本件事故に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。